

保険薬局 各位

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

医療生協わたり病院

当院では2026年5月より「疑義照会簡素化プロトコル」の運用を開始します。連携に関するご意見等がございましたら、ご連絡ください。

【目的】

調剤上の形式のおよび典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、処方医師や保険薬局の負担軽減を図る。

【原則事項】

- ・先発医薬品において、『変更不可』欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、患者負担金額等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- ・麻薬、抗がん剤、覚醒剤原料については、対象外とする。

【疑義照会を不要とする項目】

- ① 成分名が同一の銘柄変更（漢方製剤の銘柄変更も可とするが、常用量が異なる場合は相当量で換算）
例：オースギ小青竜湯エキス 7.5g → ツムラ小青竜湯エキス顆粒(医療用) 9g
- ② 内用薬の剤形変更（用法用量が変わらない場合のみ）（※（ア）⇔（イ）⇔（ウ）も可）
（ア）普通錠⇔OD錠⇔カプセル
（イ）散⇔顆粒⇔細粒⇔末⇔ドライシロップ
（ウ）液⇔シロップ
- ③ 別規格製剤がある場合の規格変更
例：10mg錠1回0.5錠⇒5mg錠1回1錠
- ④ 外用薬の用量が包装規格に合わない場合の用量変更
例：ロキソプロフェンパップ100mg 20枚→21枚（1袋7枚のため）
- ⑤ 一包化指示の追加または削除（アドヒアランス向上のため必要と判断される場合のみ）
- ⑥ 半割、粉碎、混合の指示の追加または削除（アドヒアランス向上のため必要と判断される場合のみ）
- ⑦ 用法記載の補完（誤りが明らかな用法を添付文書の用法へ修正、口頭でされた指示の記載を補完）
例：ボグリボース錠 0.2mg 3錠 1日3回 朝昼夕食後→食直前
例：（口頭で腰が痛い時に貼付する指示があったと、患者から聴取した場合）
ロキソプロフェンパップ100mg 21枚 1日1回、1回1枚 →貼付部位「腰」を追記
- ⑧ 処方日数の適正化（間違いが明確な場合）
例：隔日投与の薬が、連日投与の薬と同一日数で処方されている場合
- ⑨ 処方箋備考欄に前回以前の記述がそのまま残っていることが明らかな場合、備考欄記述の削除
例：Rp. 3は、ピロリ除菌中は休薬（除菌療法薬は既に前回処方終了）→削除漏れのため削除

⑩ 残薬調整（外用薬の本数等の変更含む）

残薬があり処方日数を短縮する場合。および次回受診まで、必要日数に満たないと判断される場合。

⑪ （小児処方のみ、抗菌薬は対象外）

1日3回から1日2回へ用法変更の希望があった場合の用法変更（1日量は変更しない）

【その他】

- ・ 2剤以上の処方薬を同一成分量含有の配合剤に変更することは、本プロトコルには含みません。
- ・ ⑩残薬調整により、処方薬がすべて削除となった場合には処方箋料の変更が発生するため、疑義照会としてご連絡下さい。（代表：024-521-2056）
- ・ ①～⑨の処方修正に対し「次回以降の do 処方に引き継ぐ修正です」に✓があった場合は、処方履歴の入力訂正を行います。（但し、当院に採用登録がない医薬品へ変更があった場合、次回処方までに処方履歴の訂正が間に合わない場合があります。次回以降、do 処方があり同じ内容の処方修正をされた場合は、初回の処方修正報告をもって次回以降の処方修正報告は不要と致します。）

上記の疑義照会簡素化プロトコルに合意の上、処方修正し調剤した場合は、内容を『疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書』（FAX）にて連絡して下さい。

2026年4月（第1版）